

第百十二回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十三号

昭和六十三年四月二十八日(木曜日)

午後零時三十一分開議

出席委員

委員長 松本 十郎君

理事 岡島 正之君

理事 渡海紀三朗君

理事 山下八洲夫君

理事 岡田 正勝君

理事 北村 直人君

理事 中山 利生君

理事 小谷 輝二君

理事 経塚 幸夫君

出席國務大臣

自治 大臣 梶山 静六君

出席政府委員

自治大臣官房長 持永 堯民君

消防庁長官 矢野浩一郎君

消防庁次長 片山虎之助君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

委員の異動

四月二十七日

辞任

金子 一義君

中山 利生君

松田 岩夫君

同日

補欠選任

谷垣 禎一君

鹿野 道彦君

大塚 雄司君

鹿野 道彦君

谷垣 禎一君

金子 一義君

松田 岩夫君

中山 利生君

同日

補欠選任

谷垣 禎一君

金子 一義君

松田 岩夫君

中山 利生君

○号(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)(参議院送付)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

消防法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山國務大臣 ただいま議題となりました消防法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申で、検査・検定制について、改善合理化を図る必要があるとの基本的視念に立って、適用範囲の見直し及び基準の明確化を図る具体的項目の一つとして危険物、準危険物及び特殊可燃物について、指定品目の見直しを行う旨の指摘がなされたところであります。

この法律案は、このような臨調答申の趣旨を踏まえ、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入する等の所要の改正を行うものであります。

また、あわせて、危険物の保安を確保するため、製造所等の許可の取り消し、危険物取扱者試験の受験資格、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令等に関し、所要の改正を行

うものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、危険物の範囲等に関する事項についてであります。

まず、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入するものとしております。

すなわち、第一類の危険物は酸化性固体とし、酸化力の潜在的な危険性及び衝撃に対する感受性を判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

第二類の危険物は可燃性固体とし、原則として、火災による着火の危険性及び引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

第三類の危険物は自然発火性物質及び禁水性物質とし、原則として、空気中での発火の危険性及び水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する危険性を判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

第四類の危険物は引火性液体とし、原則として、引火の危険性を判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

第五類の危険物は自己反応性物質とし、原則として、爆発の危険性及び加熱分解の激しさを判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

第六類の危険物は酸化性液体とし、酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験により、危険物であるかを否かを判定することとしております。

次に、危険物の指定数量は、危険性を勘案して

政令で定めることとしております。

そのほか、危険物の範囲の見直しに伴い、準危険物及び特殊可燃物等について、新たに指定可燃物として規制を行うこととする等規定の整備を図ることとしております。

第二に、製造所等の許可の取り消し等についてであります。

違反処理の公平適正化を期するため、一定の場合には、新たに市町村長等が製造所等の許可を取り消すことができるものとし、あわせて、市町村長等が製造所等の使用の停止を命ずることができる要件について整備することとしております。

第三に、危険物取扱者試験の受験資格の緩和についてであります。

広く一般の国民に危険物の知識及び技能の普及を図る見地から、乙種危険物取扱者試験の受験資格として、危険物取り扱いの業務経験は要しないこととしております。

第四に、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令についてであります。

最近における危険物施設の事故の実態にかんがみ、危険物施設における保安体制の確立を図るため、市町村長等は製造所等の所有者等に対し、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任を命ずることができるとしております。

そのほか、罰則その他について所要の規定の整備を図ることとしております。

なお、これらの消防法の改正は、原則として公布の日から施行することとしております。

危険物取扱者試験の受験資格の緩和については昭和六十四年四月一日から、危険物の範囲等に関する事項については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらん

第一類第二号 地方行政委員会議録第十三号

昭和六十三年四月二十八日

第一類第二号

地方行政委員会議録第十三号

昭和六十三年四月二十八日

ことをお願いを申し上げます。
○松本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る五月十日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後零時三十七分散會

消防法の一部を改正する法律案

消防法の一部を改正する法律

消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項を次のように改める。

危険物とは、別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

第九条の三中「別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量を」危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量に、油かすその他政令で定める危険物に準ずる可燃性の物品(以下「準危険物」という)又は「を」及び「に、その他これらに類する物品」を「その他の物品に、若しくは」又は「に改め、困難となるもの」の下に「として政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という)その他指定可燃物に類する物品」を加え、「貯蔵又は」を「貯蔵及び」に改める。

第十条第二項中「別表に掲げる品名の下に(第十一条の四第一項において単に「品名」という)又は指定数量を加え、危険物の品名ごとの数量をそれぞれを」それぞれの危険物の数量を当該危険物に改める。

第十一条の四第一項中「種類又は数量を」品名、数量又は指定数量の倍数(当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値(品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いは

に係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和)をいう)に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、別表の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十一号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項第九号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。

第十二条の二中「取扱所について、」の下に「第十一条第一項の許可を取り消し、又は」を加え、同条第一号中「第十一条第一項」を「第十一条第一項後段」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条に次の二項を加える。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

一 第十一条の五第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。

三 第十三条第一項の規定に違反したとき。

四 第十三条の二十四の規定による命令に違反したとき。

市町村長等は、第一項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ、その製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

第十二条の七第一項中「当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理する者を定めなければならない」を「危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならない」に改め、同条第二項中「危険物の保安に関する業務を統括管理する者」を「危険物保安統括管理者」に改める。

第十三条第一項中「のうちから危険物の保安の監督をする者」を、六月以上危険物取扱いの実務経験を有するものの中から危険物保安監督者に改め、同条第二項中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第十三条の三第四項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「で、六月以上危険物取扱の実務経験を有するもの」を削り、同条第五項を削る。

第十三条の二十三の次に次の一条を加える。

第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の防止の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十二条の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。

第十四条の二に次の一項を加える。

第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。

第十六条の十中「準危険物」を「指定可燃物」に改める。

第四十二条第一項第三号中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項又は第二項」に、同項第四号中「危険物の保安の監督をする者」を「危険物保安監督者」に改める。

第四十四条第六号中「第八条第二項」の下に「、第九条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む)、第十一条第六項を、」第十一条の四第一項の下に「、第十二条の六」を加える。別表を次のように改める。

別表(第二条、第十条、第十一条の四関係)

類別	性質	品名
第一類	酸性性固	一 塩素酸塩類
		二 過塩素酸塩類
		三 無機過酸化物
		四 亜硫酸酸塩類
		五 臭素酸塩類
		六 硝酸酸塩類
		七 過マンガン酸塩類
		八 重クロム酸塩類
		九 その他のもので政令で定めるもの
		十 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
		十一 硫化りん
第二類	可燃性固	一 赤りん
		二 硫黄
		三 硫黄粉
		四 金属粉
		五 マグネシウム
		六 その他のもので政令で定めるもの
		七 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
		八 引火性固体
		九 カリウム
		一 ナトリウム
		二 アルキルアルミニウム
第三類	自然発火性物質	一 アルキルリチウム
		二 黄りん
		三 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く)及びアルカリ土類金属
		四 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルチウムを除く)
		五 有機金属化合物(アルキルチウムを除く)
		六 金属の水素化物
		七 金属のりん化合物
		八 金属のりん化合物
		九 カルシウム又はアルミニウムの炭化物
		十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物
		十一 カルシウム又はアルミニウムの炭化物

十一 その他のもので政令で定めるもの
十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

一 特殊引火物
二 第一石油類
三 アルコール類
四 第二石油類
五 第三石油類
六 第四石油類
七 動植物油類

一 有機過酸化化物
二 硝酸エステル類
三 ニトロ化合物
四 ニトロソ化合物
五 アゾ化合物
六 ジアゾ化合物
七 ヒドラジンの誘導体
八 その他のもので政令で定めるもの
九 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

一 過塩素酸
二 過酸化水素
三 硝酸
四 その他のもので政令で定めるもの
五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

一 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度二〇度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感感性を判断するための政令で定める試験において政令

で定める性状を示すものであることをいう。
二 可燃性固体とは、固体であつて、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。
八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
九 ガリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限定する。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。
十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。
十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
十六 第四石油類とは、ギャー油、シリンドー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上上のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して自治省令で定めるものを除く。
十七 動植物油類とは、動物の脂肪等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものをいい、自治省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
十九 第五類の項第九号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するものうち不活性の固体を含有するもので、自治省令で定めるものを除く。

を除外。
二十 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
二十一 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、自治省令で定める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の三の改正規定は昭和六十四年四月一日から、第二条第七項、第九条の三、第十條第二項、第十一條の四、第十六條の十及び別表の改正規定並びに附則第三条から第七條までの規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
第二条 この法律の施行の日（第十三条の三の改正規定にあつては昭和六十四年四月一日、第二条第七項、第十條第二項、第十一條の四及び別表の改正規定にあつては一部施行日）前に改正前の消防法（以下「旧法」という。）の規定に基づいて行つていた許可の申請、届出その他の手続又は旧法の規定に基づいて行つた許可その他の処分は、別段の定めがあるものを除き、改正後の消防法（以下「新法」という。）の相当規定に基づいて行つた手続又は処分とみなす。

第三条 一部施行日において現に設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所又は現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所若しくは取扱所で、新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けなければならないこととなるものについては、一部施行日から起算して一年間は、同項の規定による許可を受けることを要しない。
第四条 一部施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている

製造所、貯蔵所又は取扱所で、その位置、構造及び設備が新法第四項の技術上の基準に適合しないものに係る同項の技術上の基準については、同項の規定にかかわらず、一部施行日から起算して一年以内において新たに新法第十一條第一項の規定による許可を受けるまでの間、なお従前の例による。

第五條 一部施行日の前日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條第一項の規定による許可を受けることを要しないこととなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を新法第十一條第二項に規定する市町村長等（以下「市町村長等」という。）に届け出なければならぬ。ただし、次項に規定する届出をする場合は、この限りでない。

2 前項の所有者、管理者又は占有者で、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、引き続き新法第九條の三に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うとするものは、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

3 前項の場合において、旧法第十一條第一項の規定による許可は、新法第十一條第一項の規定による許可とみなす。

第六條 一部施行日において現に旧法第十一條第一項の規定により許可を受けて設置されている製造所、貯蔵所又は取扱所で、新法第十一條の四に規定する指定数量の倍数が旧法第十一條第一項の規定による許可又は旧法第十一條の四の規定による届出に係る指定数量の倍数（当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値（旧法別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して

得た値の和）をいう。）を超えることとなるものの所有者、管理者又は占有者は、一部施行日から起算して三月以内にその旨を市町村長等に届け出なければならない。

第七條 一部施行日において現に旧法第十三條の二第三項の規定により乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、新法第十三條の二第二項の規定によりその者が取り扱うことができる危険物以外の危険物（以下この項において「対象外危険物」という。）を一部施行日の前日において当該乙種危険物取扱者免状に基づき取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会い、若しくは保安の監督をしているものは、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間に限り、新法第十三條第一項及び第三項、第十三條の二第二項並びに第十六條の二第一項の規定にかかわらず、当該対象外危険物（次項において「取扱危険物」という。）を取り扱い、又は当該危険物の取扱作業に關して立ち会い、若しくは保安の監督をすることができぬ。

2 前項の危険物取扱者が、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間に於いて都道府県知事（当該都道府県知事が旧法第十三條の五第一項の規定により危険物取扱者試験事務を旧法第十三條の七第二項に規定する指定試験機関（以下この条において「指定試験機関」という。）に行わせている場合にあつては、当該指定試験機関。以下同じ。）の指定する講習（以下この条において「指定講習」という。）を修了したときは、その者は、新法第十三條の三第三項に規定する試験に合格した者とみなされ、取扱危険物を取り扱うことのできる乙種危険物取扱者免状の交付を受けることができる。

3 新法第十三條の二第二項、第十三條の十五から第十三條の十七まで、第十三條の十八第二項第四号、同条第三項及び第四項、第十三條の二十から第十三條の二十二まで並びに第十六條の四の規定は、指定試験機関の指定講習の実施に關する事務について準用する。

4 都道府県知事は、指定講習を、一部施行日から起算して二年を経過する日までの間において、少なくとも二回以上（指定試験機関にあつては、都道府県の区域ごとに少なくとも二回以上）行うように努めなければならない。

第八條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に關する経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（消防組織法の一部改正）

第十條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百一十六號）の一部を次のように改正する。

第四條第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 消防法（昭和二十三年法律第八十六號）第二条第七項に規定する危険物の判定に係る試験の方法の研究及び立案に關する事項

第四條第十八号中「（昭和二十三年法律第八十六號）」を削る。

理 由

危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定の方法を導入することとし、あわせて、危険物取扱者試験の受験資格を緩和するほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年五月十六日印刷

昭和六十三年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局